入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第１６６条の規定により公告する。

令和８年11月５日

香川県知事　池　田　豊　人

１　入札に付する事項

（１）　委託業務名

栗林公園和船待合所設置業務

（２）　委託業務の内容

仕様書による

（３）　委託業務の実施場所

仕様書による

（４）　委託期間

契約締結日から令和９年３月30日まで

（５）　入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

２　契約書作成の要否

要

３　電子契約の可否

可とする。

４　契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和８年11月５日から令和８年11月12日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前８時30分～午後５時15分）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目１番 10 号

香川県交流推進部交流推進課　交流施設活性化グループ　担当　小野、北條

電話番号　087-832-3359

ＦＡＸ　087-806-0201

メールアドレス　kouryu@pref.kagawa.lg.jp

入札説明書の交付を受けようとする者は、令和８年 11 月 12 日午後５時までに入札説明書交付申請書を電子メールで提出（上記メールアドレス宛）するとともに、受信確認のため電話連絡（上記電話番号宛）すること。なお、入札説明書は入札説明書交付申請書の連絡先に記載さ

れた電子メールアドレスに送付する。

5　契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和８年 11 月 13 日午後５時までに、４に示した場所に対し文書で行うこと。(文書はＦＡＸでの送付も可とするが、電話による連絡を行うこと。)

回答は、令和８年 11 月 17 日午前８時 30 分から午後５時まで、４に示した場所において閲覧に供するとともに、令和８年 11 月 17 日午後５時までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に電子メールで送付する。

6　入札及び開札

（１）　電子入札システムによる入札書の提出締切日時
令和８年12月１日　午後５時

（２）　開札の日時
令和８年12月２日　午前10時

（３）　開札の場所
香川県交流推進部交流推進課

7　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

8　入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和８年 11 月 20 日午後３時までに入札（契約）保証金減免申請書を４に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和８年 11 月 27 日までに通知する。

9　入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

（３）　香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（４）　会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

①　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

②　民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（５）　直近15年の事業年度において、公的機関（国（独立行政法人及び公団を含む)、又は地方公共団体）から建築物の設置等の業務等を受注した実績のある者。

10　入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、９の(5)の要件を満たすことを証明する書類を令和８年11月20日午後３時までに、４に示した場所に提出（郵送の場合は、令和８年11月20日午後３時までに

必着）し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和８年11月27日午後５時までに通知する。

11　入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12　入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13　落札者の決定方法

規則第147条第１項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

14　契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から５日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

15　予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16　その他

（１）　詳細は、入札説明書による。

（２）　落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。